

平成22年12月17日

規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、大垣市自転車等の放置の防止に関する条例(平成22年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(放置禁止区域等の指定の告示)

第3条 条例第8条第4項(条例第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

放置禁止区域等の種類

放置禁止区域等の区域

放置禁止区域等の指定の効力の発生效力年月日

前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(放置禁止区域等の周知の方法)

第4条 市長は、放置禁止区域等を指定したときは、市民への周知を図るため、自転車等放置禁止区域標識(第1号様式)又は自転車等放置整理区域標識(第2号様式)を設置するものとする。

2 市長は、前項の標識のほか、必要と認める箇所に当該放置禁止区域等の範囲を明示した看板を設置するものとする。

(放置禁止区域等における自転車等の放置に対する措置)

第5条 条例第11条第1項に規定する命令は、口頭又は警告書(第3号様式)の自転車等への取付けにより行うものとする。

2 条例第12条第1項に規定する命令は警告書(第4号様式)の自転車等への取付けにより行うものとし、同項の規則で定める時間は警告書を取り付けた時から2時間とする。

(放置禁止区域等以外の区域における自転車等の放置に対する措置)

第6条 条例第13条第1項に規定する命令は指導書(第5号様式)の自転車等への取付けにより行うものとし、同項の規則で定める期間は指導書を取り付けた日から起算して7日間とする。

(保管台帳の作成)

第 7 条 市長は、条例第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条第 2 項及び第 1 3 条第 2 項の規定に基づき自転車等を移動したときは、速やかに自転車等保管台帳 (第 6 号様式) を作成するものとする。

(移動した自転車等の保管等の告示)

第 8 条 条例第 1 5 条第 1 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

移動年月日

放置場所

保管及び返還を行う場所

保管期間

保管期間経過後の措置

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項のほか自転車等の移動の旨を利用者等に周知するため、当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺に、前項の告示に準じた事項について表示するものとする。

3 条例第 1 5 条第 2 項の規定による通知は、口頭又は保管自転車等引取通知書 (第 7 号様式) により行うものとする。

4 条例第 1 5 条第 3 項の規則で定める期間は、第 1 項の告示の日から起算して 6 月とする。

(保管自転車等の引渡し手続)

第 9 条 保管自転車等を引き取ろうとする者は、保管自転車等引取申請書 (第 8 号様式) を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請者が当該自転車等の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

(費用徴収の免除)

第 1 0 条 条例第 1 7 条第 1 項ただし書の規定により費用の徴収の免除を受けようとする者は、保管料免除申請書 (第 9 号様式) を市長に提出しなければならない。

(自転車等駐車対策協議会の委員)

第11条 大垣市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者

関係行政機関の代表

関係鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者の代表

地域住民組織の代表

市民公募による者

前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(協議会の組織)

第12条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は、生活環境部生活安全課において処理する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第11条から第14条までの規定は、公布の日から施行する。



- 備考 1 標識の大きさは、縦450ミリメートル、横450ミリメートルとする。
- 2 文字及び図柄は白色、枠線及び斜線は赤色、地色は青色とする。



- 備考 1 標識の大きさは、縦450ミリメートル、横450ミリメートルとする。
- 2 文字及び図柄は白色、枠線及び斜線は黄色、地色は青色とする。

警 告 書

ここは、自転車又は原動機付自転車の放置禁止区域です。至急、
自転車等駐車場など適切な場所へ移動してください。

このまま放置されていると「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき移動します。

年 月 日

午 前

時 分

午 後

放置場所

付近

大 垣 市

警 告 書

ここは、自転車又は原動機付自転車の放置整理区域です。自転車等を長時間放置しないようマナーを守る区域です。

2時間を超えて放置されていると「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき移動します。

年 月 日

午 前

時 分

午 後

放置場所

付近

大 垣 市

指 導 書

ここに自転車又は原動機付自転車を放置してはいけません。早急に移動してください。このまま7日を超えて放置されていると「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき移動します。

確 認 日 年 月 日

放置場所

付近

大 垣 市

備考 地色は白色、文字は黒色とする。

第6号様式(第7条関係)

自転車等保管台帳

整理番号			移動職員					
移動年月日	年	月	日	移動時間	午前・午後 時 分			
放置場所	付近							
自転車等の特徴	車種	・自転車 ・原動機付自転車						
	メーカー			色				
	車体記名等	住所〒						
		氏名			電話番号	()		
	防犯登録番号			車体番号				
	状態	・良好 ・普通 ・不良()						
	鍵の状況	前輪	箱型	チェーン	馬てい	サドル型	その他()	かぎ無
施錠の有無	後輪	有無	有無	有無	有無	有無		
その他特徴								
利用者等調査	警察照会	年	月	日	警察回答	年	月	日
	盗難届	有(届出日時 年 月 日 時 分) ・ 無						
	住所	〒						
	氏名				電話番号	()		
	警察引渡日時	年	月	日	時	分	引渡職員	
返還事務	引取通知発送日	年	月	日	通知書が戻ってきた日	年	月	日
	費用徴収	・1,000円 ・2,000円 ・免除						
	受取人	住所〒					電話番号	()
		氏名			所有者との続柄			
	確認手段	引取通知書・免許証・保険証・身分証明書・学生証・鍵 その他()						
返還日	年	月	日	返還職員				
処分	処分方法	・売却 ・廃棄 ・その他()						
	処分日	年	月	日	処分先			
備考	盗難届警察提出済により費用免除 引取通知発送前返還 その他()							

第7号様式(第8条関係)

保管自転車等引取通知書

(表)

住所
氏名
様
自転車等保管場所案内図
年 月 日 大 垣 市

備考 用紙の大きさははがき大とする。

(表)

保管自転車等引取申請書

年 月 日

大垣市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 電話番号() _____ - _____
 所有者との関係 本人・家族・その他() _____

次の自転車等の引取りを申請します。

整理番号	(引取通知書をお持ちの方は記入してください。)						
所有者	(申請者が所有者本人の場合は記入不要) 住所 氏名 _____ 電話番号() _____						
車で囲む)	自転車 ・ 原動機付自転車						
自転車等の特徴	以降について、引取通知書をお持ちの方は記入する必要はありません。						
	メーカー				色		
	防犯登録番号				車体番号		
	鍵の状況	前輪	箱型	チェーン	馬てい	サドル型	その他()
	施錠の有無	後輪	有無	有無	有無	有無	有無
	住所氏名の表示	有() ・ 無					
その他の特徴							

受 領 書	
大垣市長	様
上記の自転車等を確かに受け取りました。	
	年 月 日
	氏名 _____ 印

保管料免除申請書

年 月 日

大垣市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ 電話番号() _____
所有者との関係 _____ 本人・家族・その他() _____

次のとおり保管料の徴収の免除を申請します。

車種及び 免除金額	自 転 車 1,000 円 原動機付自転車 2,000 円	整 理 番 号	
免除を受け ようとする 理 由			

(注) 該当する 印の中にチェックしてください。

保管所記入欄 (申請者は記入しないでください。)

理由確認	
------	--